

## 議会で採択された陳情の処理状況

整理番号	件 名	処 理 状 況
陳情第 19 号	市民の放射能被ばくに対する措置を求める陳情書	<p>1. 汚染状況の調査</p> <p>県内の土壌や河川等の公共水域におけるセシウム、ストロンチウム、プルトニウムの調査については、茨城県や国（環境省、文部科学省）で実施しており、結果をそれぞれのホームページ等で公表しています。今後の定期的な調査の実施について茨城県原子力安全対策課に照会したところ、国が実施する航空機モニタリングなどの状況を勘案しながら検討するとのことであり、取手市としては、茨城県や国のこれらの調査結果などを踏まえ、今後の放射能対策を推進していきたいと考えています。</p> <p>また、河川の放射性セシウムの検出限界値については、環境省、茨城県とも 1 Bq/L で実施しています。陳情事項の中の、1 kg あたり 1 万分の 1 Bq 程度の精密な下限値での調査については、国が研究用に水を濃縮させる方法で同程度の調査を行っている事例はありますが、あくまで研究・学術用であり、一般的な放射性物質の調査では必要のない精度であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（放射能対策課）</p> <p>2. 被ばく状況の調査</p> <p>本年 9 月に開催されました茨城県議会第 3 回定例会において、茨城の子どもたちを放射能から守るために、原発事故子ども被災者支援法に基づく適切な対応を求める意見書並びに茨城の子どもたちを放射能から守る対策を求める請願がそれぞれ採択されております。同意見書並びに請願の趣旨は本年 6 月 27 日に公布されました東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（略称「原発事故子ども被災者支援法」という。以下同じ）で定める「一定基準以上の放射線量の地域」を国が早急に指定することを求めるものであります。</p> <p>茨城県橋本知事は、本年 11 月 5 日に就任あいさつのため県庁を訪れた今野東復興副大臣に、東日本大震災の復旧・復興のための財政支援をはじめ、福島第一原発事故対策としての原発事故子ども被災者支援法に基づく一定基準以上の放射線量の地</p>

		<p>域指定を要望する 13 項目にわたる要望書を提出しております。</p> <p>原発事故子ども被災者支援法の担当組織であります復興庁法制班に確認（平成 24 年 11 月 14 日）した結果、環境省を始めとした関係省庁と連携し、一定基準以上の放射線量の地域指定に向けた作業を行っており、平成 24 年度末には地域指定を行う予定との回答がありました。</p> <p>については、本陳情書の陳情事項の内容に関して、国の知見を活用の下、科学的根拠のある基準等が示されるものと期待しております。</p> <p style="text-align: right;">(保健センター)</p> <p>3. 集団検診の継続的な実施</p> <p>原発事故子ども被災者支援法に定める一定基準以上の放射線量の地域指定が行われることにより、同法で定める健康調査としての甲状腺検査などが可能となるものと思われまます。</p> <p>放射能による健康被害を予防するための各種検査などにつきましては、一市町村のみが行うのではなく、広域的な視点から少なくとも、県単位で実施することが疫学的な見地からも適切なものと考えております。国が実施主体となって予定どおり行われるよう、常総広域内の関係市（守谷市、つくばみらい市及び常総市）と連携の上、茨城県を介して国に要望してまいります。</p> <p>市と致しましては、平成 23 年 11 月 18 日付け「県民健康管理調査（甲状腺検査）について（ご要望）」と題する文書（取手市長名）により、茨城県知事に要望書を同年 11 月 21 日に提出しております。</p> <p style="text-align: right;">(保健センター)</p>
--	--	--